

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 憲法・刑法

試験時間 : 14:00～16:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて5ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、刑法【第1問】・【第2問】の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 憲法

第1問（配点：40点）

Xは、点火した火炎びんを投げて発火炎上させる等の行為をしたことで、現住建造物等放火未遂等の罪により有罪判決が確定し、A刑務所に収容された後、現在はB刑務所において刑に服している。B刑務所は、主として犯罪傾向のすすんでいる改善困難な受刑者を拘禁する施設であり、当時は、受刑者の中でも最も生活指導が困難で反抗的な暴力団関係受刑者が全収容人員の5割近くを占めていた。また、多様な分類の受刑者が混在していたA刑務所の収容率が80%程度だったのに対し、B刑務所は収容率105%の過剰拘禁の状態だった。

Xは、看守の指示に従わず暴言を吐く等、看守らに反抗したり、処遇に対してもしばしば不服を申し立て、B刑務所の規律を意図的に混乱させようとする言動が日常化しているとみられていた。

Xは、B刑務所長Yに対し、『現代日本の刑務所』（以下「本件図書」という。）の閲読を願い出たが、Yは閲読不許可処分（以下「本件処分」という。）をした。本件図書はXの私本であり、B刑務所に移監される前に、A刑務所において許可を得て購入し、既に何度も閲読を許可されていた。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律69条は、「被収容者が自弁の書籍等を閲覧すること」について、原則として「これを禁止し、又は制限してはならない」とするが、同法70条1項は、「刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる」として、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。」（1号）、「被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。」

（2号）、「被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。」（3号）を規定している。

Yは、本件図書が被収容者の手記等により現在の刑務所の管理体制を糾弾する内容となっていることから、刑務所内の規律を害しその正常な管理運営を阻害するおそれが強いと判断して、本件処分を行った。それに対して、Xは、確かに本件図書は刑務所の現状について批判的な立場で書かれているが、法文、統計資料、裁判資料等が掲載されていて資料的価値も高いのに、違法な処分によって本件図書の閲読を妨げられたとして、国に対して損害賠償を請求した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ論じなさい。

【後期日程】

試験科目名： 憲法

第2問（配点：40点）

違憲審査制について、下記の問いに答えなさい。

- (1) 日本国憲法が採用する違憲審査制の性格について、関連する学説および判例に触れつつ、説明しなさい。
- (2) 裁判所は、選挙無効訴訟において投票価値の平等との関係で議員定数配分規定の憲法適合性を審査するように、客観訴訟において提起された憲法上の争点について違憲審査を行うことがある。(1)において説明した違憲審査制の性格を踏まえると、このことから、どのような憲法上の問題が生ずるかについて説明しなさい。このような問題があるとしても違憲審査が可能であると結論する場合、その理由を論じなさい。

【後期日程】

試験科目名： 刑法

第1問（配点：40点）

Xは、生活費に困窮し、民家に侵入して家人に暴行を加え、金品を奪うことを思いついた。そして、仕事仲間であるYとZにその計画を説明し、犯行に誘った。YとZも同じく生活費に困っていたので、Xの提案を受け入れた。3名は犯行計画の打ち合わせを行い、その際、Yは、「資産家の老婦人Aが75歳で一人暮らしをしており、Xが殴って脅せばたやすい。」と提案し、XとZはそれに同意した。Zは、A宅の周辺を事前に下見して、Aが一人暮らしであること、夜には人通りがないことを確認し、そのことをXとYに伝えた。3名は、Yが見張り、XとZが実行者と役割を決めて、犯行計画の実行を決意した。

某日午前2時ころ、Yは、A宅付近で見張りを担当し、XとZは、A宅の塀をよじ登って、庭に立ち入った。ところが、XらがA宅の屋内に立ち入る前の段階で、見張りをしていたYが、近くの道路を走行するパトカーを目にした。Yは、Xに電話をかけ、「パトカーがいる。早くやめて出てきた方がいい。」と言ったところ、Xから「少し待って。」と言われたが、「危ないから待てない。先に帰る。」と一方的に伝えて電話を切り、現場付近から立ち去った。

XとZは、A宅の庭からA宅の周囲の状況を確認したところ、すでにYが立ち去ったことを確認した。しかし、XとZは、「二人でやるしかない。」とお互いの意思を確認した上で、施錠されていない窓からA宅に侵入した。XとZが寝室に立ち入ったところ、Aの隣で、たまたまA宅に泊まるAの孫B（6歳・男児）が寝ているのを目にした。Xは、Aの胸倉を掴んで引き起こし、顔面を手拳で数発強く殴り、腹部を数回踏みつけた。また、驚いて泣き始めたBに対しても、手拳で顔面を数回強く殴った。XがBを殴ったのを見たZは、Bに対し、「大丈夫か。」と声をかけた。しかし、それを見たXは、Zが勝手なことをしていると腹を立て、Zの胸倉をつかんで投げ飛ばした。投げ飛ばされたZは、頭を床に強く打ち付け、失神した。Xは、Zが失神したことを認識しつつも、犯行の継続を決意した。そして、極度に畏怖し抵抗できないAに「金はどこだ。」と言い、Aがタンスを指差したことから、タンスの引き出しを開けて、その中に見つけた100万円を取り出し、それを持って逃走した。なお、AとBはXから暴行を受けたが、怪我を負うことはなかった。

この事例について、Y及びZの罪責を論じなさい（住居侵入罪〔刑法130条〕及び特別法違反の点は除く。）。なお、XがA及びBに対して行った行為には強盗罪（刑法236条1項）が成立することを前提とする。また、Yの罪責に関し、Zに対するXの暴行行為について論じる必要はない。

【後期日程】

試験科目名： 刑法

第2問（配点：40点）

Xは、酒気帯び運転等により運転免許停止処分を受けていたが、友人Aにこのことを打ち明けた。Aは「運転免許がなかったら困るだろう。俺が免許証を持っているから、困ったときは俺の名前を言ったらいい。」と勧めて、自分の運転免許証を見せ、メモ用紙に自分の本籍、現住所、氏名、生年月日を書いてこれをXに交付した。

その後、某日、無免許運転をしていたXは、取締りの警察官Bから運転免許証の提示を求められたが、「免許証は家に忘れてきました。」と嘘を言ってAの氏名等を称し、道路交通法違反（免許不携帯）の交通事件原票中の供述書欄の末尾に「A」と署名し、これをBに提出した。

なお、交通事件原票の供述書欄には「私が上記違反をしたことは相違ありません。」等の文言が最初から印字されており、本原票は、違反者が署名することによって、当該違反をしたことについて自ら意思表示するものである。

Xの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

令和8年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民法・商法

試験時間 : 10:00~12:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて4ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民法【第1問】・【第2問】、商法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 民法

第1問（配点：40点）

(1) 【事実】1から5までを前提に、Dが2014年12月にCに対して提起した甲の明渡請求が認められるか論じなさい。

【事実】

1. A会社は、1999年5月、Bより2階建ての戸建て住宅甲を買い受けてその所有権移転登記を具備し、甲の1階を事務所として使用していた。甲の2階には、同年6月よりA会社の従業員Cが居住していた。
2. A会社は、2004年7月、事務所を都心のオフィスビルに移転することになり、甲をCに贈与したが、Cへの所有権移転登記は未了のままであった。
3. Cは、2006年5月にA会社を退職したが、その後も甲を使用して占有してきた。
4. Cの退職後、A会社では、甲がCに贈与されたものであることを知る者がいなくなった。
5. A会社は、2013年5月、Dに甲を売却し、Dは甲の所有権移転登記を備えた。

(2) 【事実】5に代えて以下の【事実】6および7の経緯があった。【事実】1から4まで、ならびに6および7を前提に、Dが2024年11月にCに対して提起した甲の明渡請求が認められるか論じなさい。

【事実】

6. A会社は、2014年9月、Dに甲を売却し、Dは甲の所有権移転登記を備えた。
7. その後もCは甲の占有を続け、Dは、この事実を知っていたが、2024年11月に至るまでCに何らの通知や問い合わせもしていなかった。

第2問（配点：40点）

以下の(1) (2)の問いについて答えなさい。

(1) 【事実】1から4までを前提に、Aは、Bに対する損害賠償請求権が生

【後期日程】

試験科目名： 民法

じたとして、Dに連帯保証債務の履行を請求した。この請求は認められるか、認められるとすればどの範囲で認められるかについても論じなさい。

【事実】

1. 美術商Aは、2025年5月10日、現代アート作品の収集家Bとの間で、Bが所有する彫刻作品甲を、時価相当の800万円で買い受ける売買契約を締結した。甲は、彫刻家Cが1963年に制作したものであった。上記売買契約の締結と同日に、Bの紹介者であるDが、Bの売買契約上の債務を連帯保証する契約をAと書面で締結した。

 売買代金の全額について、契約締結と同時にAがBに支払い、同年6月15日に甲の引渡しを受けることになっていた。

2. Bは、引渡日になっても甲をAに引き渡さなかった。実は、同年5月28日、BはEからも甲を購入したいとの申込みを受け、すでにAに売却済みであると説明したものの、Eは、甲を絶対に手に入れたいと考えていたので、相場よりも大幅に高い1000万円で買い受け、かつ即時払いすると申し出た。そのためBの心が揺らぎ、翌29日にEに甲を売却し、代金の支払と引換えに引き渡した。甲は現在Eの経営する病院のロビーに設置されている。

3. Aは、同年5月20日、かねてからCの作品の愛好家であったFに、甲を900万円で売却する契約を結んでおり、6月20日に代金全額の支払と引換えに引き渡す予定であった。しかし、Aは、甲を入手できなかったため、Fとの売買契約を合意解除した。

4. この間、甲の時価に変動はない。

(2) 【事実】3および4に代えて以下の【事実】5があった。【事実】1から2まで、および5を前提に、Aが、Bに対する既払代金の返還請求権について、Dに連帯保証債務の履行を請求した。この請求は認められるか。

5. Aは、2025年6月20日、Bとの売買契約を解除した。

【後期日程】

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

問1

食品販売を目的とする甲株式会社は取締役会設置会社であり、A、B、Cの3名が甲社の取締役であった。甲社は令和7年6月30日に取締役会を開催し、甲社の代表取締役を長く務めてきたAが代表取締役を退くこと、および、Bが新たに甲社の代表取締役に就任することが決定された。

Aは、甲社の代表取締役を退任した後、甲社の業務執行権限や、対外的に取引を行う代理権を一切与えられていなかったが、自ら勝手に甲社の「取締役会長」という肩書きを使用していた。B、Cは、Aがそのような肩書きを使用していることを知りつつ、黙認してきた。

令和7年8月30日、Aは、甲社の「取締役会長」と称して、Dとの間で、甲社を代表する形で、業務用冷蔵庫を50万円で購入する契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。本件売買契約に基づき、Dは業務用冷蔵庫をAに引き渡した。その後、Dは甲社に対して購入代金50万円の支払いを請求した。この請求が認められるかについて論じなさい。

問2

取締役会設置会社とそれ以外の会社で株主総会の権限が異なることについて説明しなさい。

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民事訴訟法 (第1解答)

試験時間 : 13 : 30 ~ 14 : 10

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

問1

上訴不可分の原則と不利益変更禁止の原則のそれぞれの意義と両者の関係について説明しなさい。

問2

Xは、Yとの間で、YがXに対して甲建物を1000万円で売却する旨の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結して、甲建物について所有権移転登記を経た。しかし、Yは、錯誤を理由として本件売買契約を取り消す旨の意思表示をした上で、Xを被告として、甲建物の所有権に基づいて上記所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。受訴裁判所は、錯誤取消しの成否が唯一の争点であると整理して、錯誤取消しの成否について審理したところ、錯誤取消しは成立しないという心証を抱いたため、Yの請求を棄却する判決を言い渡し、当該判決は確定した。

その後、Xは、Yを被告として、本件売買契約に基づいて、甲建物の引渡しを求める訴えを提起した。これに対して、Yは、Xの請求の棄却を求める答弁をした上で、錯誤を理由として本件売買契約を取り消す旨の意思表示をした事実を主張した。

Xは、Yが上記の主張をすることは許されないと考えている。Xの立場に立って、Yが上記の主張をすることが許されない理由を立論しなさい。

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑事訴訟法 (第2解答)

試験時間 : 14:20~15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、刑事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

Xを被告人とする傷害事件（以下「本件傷害事件」という。）の公判において、検察官は、事件を目撃した証人Wを証人として尋問したところ、Wは、「私はXが被害者を殴るところをはっきりと見た。」と証言した。また、Wは、Xの弁護人Bによる反対尋問でも、同様の証言を行った。しかし、Bは、法廷外であらかじめWから事情を聴取しており、そのやり取りをWの了解を得てICレコーダーに録音していた。同ICレコーダーには、「散歩をしていたところ、被害者が誰かから暴行を受けるのを見ました。その後、殴った犯人は駅の方角に逃げていきました。でも周囲は暗くて、それが誰だったのかは、よくわかりませんでした。」などとするWの音声録音されていた。そこで、Bは、Xが本件傷害事件の犯人ではないことを立証するため、裁判所に対し、同ICレコーダーの証拠調べ請求を行った。これに対し検察官は、ICレコーダーの録音データは「伝聞である。」として不同意の意見を述べた。

裁判所は、このICレコーダーを証拠として採用し取り調べることができるか。もし証拠として採用することができない場合、どのような立証趣旨であれば採用しうるか論じよ。

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 行政法

試験時間 : 15 : 45 ~ 16 : 25

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて3ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、行政法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

Xらは、Y市が設置・運営するA保育所（以下「本件保育所」という。）で保育を受けていた児童又はその保護者であり、それぞれその入所承諾時に、保育の実施期間の指定を受けていた。この実施期間中、Y市は、その設置する保育所のうち本件保育所をいわゆる民営化の対象とすることとし、平成15年12月18日のY市議会の議決を経て、Y市保育所条例の一部を改正する条例（以下「本件改正条例」という。）を制定・公布した。本件改正条例は、Y市が設置する保育所の名称及び位置を定めるY市保育所条例の別表から本件保育所に係る部分を削除するものであり、平成16年4月1日から施行され、これにより本件保育所は廃止された。そこで、Xらは、上記条例の制定行為はXらが選択した保育所において保育を受ける権利を違法に侵害するものであるなどと主張して、その取消しを求める訴訟を提起した。このとき、上記条例の制定行為に処分性が認められるか、以下の判示を踏まえながら、論じなさい。

「本来、一般的、抽象的な内容を持ち、基本的事項を定める条例制定については、それが違法であれば当該条例は当然に無効とされるべきであり、そうでなければ当然に有効であって、違法とされる瑕疵ある条例が一般の行政処分のように、一応適法なものとして公定力が認められ、判決による取消しにより遡及的にその効力が失われるものとするのは相当でないし、取消訴訟の出訴期間の経過によりその効力を争い得なくなるという不可争力を認めることも相当ではない。そして、普通地方公共団体が条例を設け又はそれを改廃することについては、議会の議決によるものとされ、普通地方公共団体の長は、議長から議会が議決した条例の送付を受けたときは20日以内にこれを公布しなければならないものとされている（地方自治法149条1号、96条1項1号、16条1項、2項）のであり、議会における条例の制定若しくは改廃の議決に当該普通地方公共団体の長が異議ある場合の再議に付する手続等が同法176条に定められているほか、選挙権を有するものによる条例の制定又は改廃の請求（同法74条）、議会の解散の請求（同法76条）及び議員の解職請求（同法80条）等に関する規定が整備されていることをも考慮すると、普通地方公共団体の議会の固有の立法作用に基づく行為であって、一般的、抽象的な法規範を定立する立法作用としての性質を有し、基本的な事項を定める条例の制定をもって、行政事件訴訟法3条2項の処分の取消しの訴えの対象となる行政庁の処分その他の公権力の行使に当たるものと解することはできない。」（東京高判平成21年1月29日判時2057号6頁）

【後期日程】

試験科目名： 行政法

(参考条文)

○児童福祉法(当時)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。（以下略）

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。（以下略）

○地方自治法（当時）

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

(一～六略)

七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

(八・九略)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設定及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2～11略)

令和8年度 法科大学院入学者選考試験【後期日程】法律科目試験
出題の趣旨及び解答の指針

【憲法】

(第1問)

本問は、最判平5・9・10判時1472号69頁の事案に基づくものである。そこでは、受刑者に対する図書閲覧不許可処分が憲法に違反しないかが争われている。閲覧の自由の憲法上の保障と、刑務所長の裁量権の関係が問題となる。その際に、刑事施設の被収容者（いわゆる特別の法律関係にあるとされる者）の人権の制限をどのように考えるかが、重要な論点である。よど号ハイジャック記事抹消事件判決（最大判昭58・6・22民集37巻5号793頁）に示された最高裁判例の考え方を踏まえつつ、設問の事案との異同も考慮して、解答することが求められよう。

(第2問)

本問は、日本国憲法における違憲審査制の性格について、司法権との関係を踏まえた基礎的理解と応用を問うものである。小問(1)においては、違憲審査制（憲法81条）の意義、付随的違憲審査制及び抽象的違憲審査制という類型の典型的特質を説明した上で、少なくとも、通説である付随的違憲審査制説に従い、日本国憲法が定める違憲審査制は付随的違憲審査制であること、判例も、その理解について学説の争いはあるものの、抽象的違憲審査を否定し、付随的違憲審査制説の立場と解し得ることを、理由とともに明らかにすることが求められる。特に、付随的違憲審査制とする理由の一つとして、違憲審査権は司法権（憲法76条1項）の範囲内で行使され、司法権は法律上の争訟を裁判する権限（裁判所法3条1項）と同義と解されることを敷衍して述べる必要がある。小問(2)においては、付随的違憲審査制説を前提にすると、客観訴訟は法律において特に定める権限（裁判所法3条1項）として裁判所に授権されるから、裁判所が客観訴訟において違憲審査権を行使することは、付随的違憲審査の範囲を超えるのではないかという憲法上の問題が生ずることを説明し、それにもかかわらず客観訴訟における違憲審査は可能であると結論するための憲法解釈を、学説の議論を参考にして展開することが求められる。

【刑法】

(第1問)

本問では、共同正犯等の基本的な成立要件の充足の有無とともに、特に、共謀の射程ないし共犯関係の解消が重要な論点として扱われる。YとZの罪責においては、共謀の射程ないし共犯関係の解消に関してパターン異なる場合が問題とされている。共謀の射程ないし共犯関係の解消の有無を判断するにあたり、規範を適切に定立できているか、そのあてはめを的確に行っているかを問うものとなっている。

(第2問)

本問は、最決昭和56年4月8日（刑集35巻3号57頁）の事案に基づき、Xの行為について有印私文書偽造罪及び同行使罪（刑法159条1項・161条1項）の成否を問うもので

ある。中心的な争点は、交通事件原票中の供述書部分に、事前に「承諾」している他人の名前を記入する行為が有形偽造にあたるかどうかである。上記判例は、「文書の性質」を根拠として、名義人の承諾があっても有形偽造が成立しうるとしているが、仮にこの立場に依拠するとしても、答案においてはより実質的な説明をすることが重要である。特に、本問における「名義人」「作成者」がそれぞれ誰であるか（どのような属性を有する者か）に関しては多様な見解があり、それらを意識して論じることが求められよう。もちろん以上の前提として、交通事件原票の供述書部分が「事実証明に関する文書」にあたること、Xには「行使の目的」が認められること、といった本罪の構成要件該当性を丁寧に確認すべきことは言うまでもない。

【民法】

（第1問）

本問は、いわゆる取得時効と登記の問題のうち、時効取得の対象である不動産について時効完成前に第三者が利害関係に入ってきた場合（以下、「時効完成前の第三者ケース」という。）と、時効完成後に第三者が利害関係に入ってきた場合（以下、「時効完成後の第三者ケース」という。）の問題について問うものである。また、時効完成後の第三者ケースにおいて、第三者が登記をした後、占有者が再度取得時効の要件を充たす占有をしたとき、この再度の時効期間満了の効果に関する理解も問われている。

（第2問）

本問は、特定物債務の保証における保証債務の範囲の理解を問う問題である。特定物債務の保証についての保証契約の趣旨は、主債務者の不履行に基因して生じた債務について責任を負うことにあり、主債務と保証債務の給付内容の同一性は現在では問題とされていない。

（1）について、保証債務の範囲には、主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他全ての従たる債務が含まれる（447条1項）。そこで主債務であるBのAに対する損害賠償請求権の有無と範囲が問題となる。BのAに対する甲の引渡債務の履行は、Eへの引渡しにより不能となった（178条・412条の2第1項）。Aには、Bの不履行によって甲を取得できなかったことによる損害が生じているので、履行に代わる損害賠償請求権が成立する（415条1項本文・2項1号）。Aの損害は目的物の価値とFへの転売利益の合計であるところ、転売利益まで賠償範囲に含まれるかが問題となる。本問では、Aが美術商であるため、転売利益も「通常損害」（416条1項）に含まれると考えられる。

（2）では、主債務を発生させる契約の履行不能による解除による原状回復義務（545条1項本文）が、保証債務の範囲に含まれるかが問題となる。原状回復義務は本来の契約上の債務と発生原因が異なり同一性を欠くため「従たる債務」（447条1項）に当たらないとも考えられる。しかし、保証契約の趣旨に照らせば、原則的に、保証人は特定物の売主の債務不履行により解除された場合の原状回復債務について責任を負う（最大判昭和40年6月30日民集19巻4号1143頁）。

【商法】

問1は表見代表取締役について問うものである。会社法354条の要件に即して論じることが求められる。会社を代表する権限を有するものと認められる名称、会社が名称を

付したこと、善意の第三者等である。なお、第三者の主観的要件につき、判例は、善意・無重過失を求める。

問2は、取締役会設置会社とそれ以外の会社での、株主総会の権限の違い、その理由を問うものである。株主総会の権限については、会社法295条1項2項が定める。なぜ、そのような違いが設けられているかについては、所有と経営の分離といった観点からの説明が考えられる。

【民事訴訟法】

問1は、上訴不可分の原則によって、原判決の全体について確定遮断効と移審効が生じるものの、不利益変更禁止の原則によって、上訴審の審判対象は上訴人の不服申立ての範囲に限定される、という関係にあることについて、適切に説明することを求めるものである。

問2は、後訴における特定の事実の主張が前訴の既判力によって妨げられるわけではないものの、前訴において同一の事実の主張について審理判断がなされている場合について、後訴における当該事実の主張が許されない旨の結論を導くための法律構成を問うものであり、既判力についての正確な理解と上記の法律構成として争点効などがあり得ることなどを踏まえて、適切に立論することを求めるものである。

【刑事訴訟法】

刑事証拠法の領域において重要な伝聞法則について出題した。本問では、ICレコーダーに記録された音声（供述）の証拠法上の取り扱い、また、同一目撃者の公判廷証言と公判廷外供述の内容が相反する場合の取り扱いについて問うた。

解答にあたっては、伝聞法則に対する基本的な理解、同法則の趣旨などを正確に理解しているか、また単なる紙媒体ではなく、ICレコーダーに記録された供述の伝聞証拠性の問題をどう考えるかといった論点について適切に論じることが求められる。さらに、伝聞例外要件に該当せず、証拠能力が認められない場合でも、立証趣旨を変更することによって対応できないかといった問題についても検討し、これに対して適切に論じることが求められる。

【行政法】

本問は、最一小判平成21年11月26日民集63巻9号2124頁をモデルとして、市の設置する特定の保育所を廃止する条例の制定行為に、処分性が認められるか否かを問うものである。

具体的には、処分性の定式やその構成要素に関する正確な理解を前提に、参考条文に基づき当該保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者が有する法的地位を導出したうえで、条例制定行為が本来有する一般的・抽象的な性質との対比を意識しつつ、本件条例制定行為が行政庁の処分と実質的に同視しうるものであることを、上記判例に従って適切に論証することが求められる。